

平成23年度第1回三重県自然環境保全審議会 議事録

平成23年4月19日(火) 三重県勤労者福祉会館

日時 平成23年4月19日(火) 13:30~15:00
場所 三重県津市広明町 三重県勤労者福祉会館 6F 研修室
出席委員 会長：加治佐隆光
委員：内田克宏、大西かおり、木村京子、濱中良平、
村田芳雄、山崎美幸、山本廣視、米山宗隆
17名中9名出席
議題 「自然公園法施行規則第11条第35項の規定による基準の特例を定めること」について

尾崎室長 開会宣言
「平成23年度第1回三重県自然環境保全審議会」を開催します。

西村総括室長 (挨拶)

室長 審議会の成立
審議会の開催は、三重県自然環境保全条例第41条第2項の規定では、「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められております。
本日は、委員17名中、(9)名のご出席を頂いておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

資料確認

- ・ 事項書
- ・ 出席者名簿
- ・ 諮問理由
- ・ 資料 1 風力発電施設検討事項
- ・ 資料 2 基準の特例の設定について
- ・ 資料 3 関係法令の抜粋
- ・ 資料「青山高原ウィンドファーム増設計画 概略事業計画について」
- ・ 資料「環境アセスメント資料」3冊

それでは、議事に入らせていただきますが、三重県自然環境保全条例第41条第1項の規定によると、「会長が議長となる」と定められていま

す。 会長、議事の進行をお願いします。
審議会の公開について会長から。

加治佐会長 会長の加治佐です。よろしくお願いします。
三重県情報公開条例第43条の規定に基づく「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、本審議会を公開といたしたいと思いますが委員の皆様よろしいでしょうか？
ご意見が無ければ、公開といたします。
それでは、傍聴人及び報道関係の方にご入室いただきます。

傍聴人、報道関係者 入室、着席、「傍聴心得」

審議開始

松岡副参事 申請の概要、許可基準の説明、審議内容の説明

村田委員

資料 1 風力発電施設検討事項 中列「自然公園法上の規制及び許可基準」
1の(2)の、 と 、 風車の 、 と 送電線の 、 、
これは今回初めて基準の特例を定めるかどうかの確認。

室長

平成13年に19基が諮問の対象となり、眺望、展望の2つの基準に対し特例を設置している。

村田委員

今回新しい事業であるからまた改めて審議するということか？

室長

今回計画されているところには、特例が設定されていない区域があるため、その区域についての諮問。

村田委員

- ・ 主要な展望地からの著しい妨げになるということ。
 - ・ 山稜線を分断する眺望に著しい支障を及ぼす。
- と県は認識しているということの確認。

室長

そのために、現地説明の機会を設けたい。

村田委員

目障りな送電線を頭上に引くことは、風力発電を観光資源にするということに対しマイナスになるのではないかと思う。

現地の状況では、風車の下で落ち着いて弁当は食べられない。

低周波振動の影響はどうか？300m下の住民からの苦情もある。

また、風力発電を設置することによって火力発電の補完になっているのか？

風力発電によって火力が減ったという数値が示されていない。

三重県で風力発電の規模を日本一にすれば、自然破壊も日本一になると思う。

現在風力発電はヨーロッパの平地用で、日本の山岳には向いていない。

日本の風土を考慮した施策をとってほしい。

管理用道路の予定地は第1種特別地域で、ツツジの群落があり、日本の貴重な植物群落である。この群落を分断してしまう。一度破壊してしまったら元に戻すのは難しい。

以上の理由から、日本の気象、風土条件に適した風力発電が考案されるまで建設は急がない方がよく、許可基準の特例を設けてまで設置の許可をすることについて反対。

大西委員

質問

審議会での論点の「許可基準の特例について」での（風車）のとと、（送電線）のととが適用除外という風に見なしているが、これを「適用除外である」と判断したことについて。

質問理由は、「野生動植物の生息、または景観の維持上重大な支障を及ぼさないこと」に関しても、影響を及ぼすのではないかと危惧しているため、それをはずした理由を知りたい。

副参事

今回の提案理由は、

- ・ 前年平成12年から13年に同様のものが行われていること。
- ・ それを踏まえて今回の申請の審査についても、同様であると判断。
- ・ については、環境アセス等が行われて、その中で検討されたと考えている。適用除外とは考えていない。

大西委員

この許可基準の特例に関して も併せて検討も可能か。

室長

委員意見はすべて検討する。

2番、3番の眺望、展望については、既設部分で判断した。

また、国の見解、「風力発電施設技術的ガイドライン」では、2点が基準に合わない。

大西委員

一番(眺望展望)に関しては、国の方針もあるということで、理解した。
一番(野生動植物)に関してはどうか。

市長宛に提出された伊賀市内の自然保護団体の意見書、自然保護の全国組織の意見、調査報告書等を考慮すると、アセス資料だけで判断せず、市民団体、自然保護団体の調査で、影響があるようなデータを県で受取り、示してほしい。

総括

了解。

ただし、支障の状況が重大かどうかの判断が必要。それも踏まえ、意見書、アセス内容を含めて判断したい。

濱中委員

判断材料の基準について、また、特別保護地区は、何を保護しているか？

副参事

愛宕神社周辺のブナ林のエリアが特別保護地区。

濱中委員

「青山高原ウインドファーム増設計画 概略事業計画について」27ページ「事業計画における留意事項」という項目の1番と2番が第1種特別地区と、第3種特別地区というのに分かれており、第1種のところは避けて、第3種の所に設置するという計画。

第1種は非常に重要で青山高原全体が国定公園になった理由もここにあるのではないかと。

副参事

国定公園の策定理由は、「なだらかな高原が作り出している丘陵景観」。その中で保護する度合いにおいて、何もさわっていない特別保護地区、調整を図りながら守っていく特別地域を指定している。

特別地域の中で一番大事なところが第1種、産業活動と調整を図りながら保護していく地域が第3種。

内田委員

伊賀地域に(該当するのは)特別地域のエリアとして源流域、非常に水のきれいなところに設置するということを考えて場所の考慮が必要。

また、特別地域は非常にきれいなブナ林で絶対保護が必要。

ブナ林の隣の山が皆伐されており、ブナ林だけが残り、昔のイメージとは全く変わってしまった。

ここに風車が出来ると大変なことになると思うので、その点検討必要。

風車はやむを得ないのかなと思うが、送電線くらいは地中に埋めることを検討必要。

副参事

特別保護地区は、今回の計画では開発しない。一番大事な地域で、天然記念物にもなっている。源流部は保安林にもなっていますので、保安林の審査においても判断される。

送電線については、今回は地上部に設置される計画になっています。許可基準に適合するか検討は必要。

内田委員

阿波地区で、既設の風車が水道の源流域にあり土砂が流れてくると聞いている。その点も充分注意が必要。

木村委員

とかの番、番の許可基準について、例えば「主要な展望地から著しい妨げにならないこと。」というこれを満たせば県知事が許可することになるのか。

室長

例えば1の風車であれば、基本的にはこの7つの基準があり、全て満たせば、許可となる。

ただし、自然的、社会経済的な条件からこれを適用することが妥当でないと認めた場合はその中の基準について、それを適用除外することができ、今回の件については、7つの基準のうち2つ適用せずに5項目の許可基準で審査をすることになる。

木村委員

今回の2つの許可基準の特例を考えている以外の野生生物については審査基準として残るという理解でよいのか？

室長

野生生物について、今のところ基準の特例を考えていないが、審議の中でそのような意見が出れば検討も可能。

木村委員

適用除外というのは審査を甘くするということ。

7つあればあるほど厳しい。5つになったらゆるくなる。

ということならば、青山高原は、非常に大切な場所という認識である。

野生の希少な植物がある重要な場所をわざわざ適用除外にしてまで、自然破壊をするということは非常に疑問に思う。

特別保護地区のブナ林は、非常にいいところなので付近に風車を作って自然破壊をすると、その影響というのは計り知れない。

ブナ林のところに手をつけなければいいというわけではなくて、水脈等多くの要素が絡んでくるため周辺部の開発も非常に危険である。

また、ノスリ等の猛禽類が多く、三重県にとって非常に重要な場所と考えるべき。ノスリは、長野県等で繁殖しているが、三重県内でこの地域以外の繁殖記録はなく、青山高原のような特殊な場所は、県内の他にはない。

クマタカ、オオタカ、ハチクマ等、風車よりも高いところを飛ぶか、低いところを飛ぶ等の評価書の記載はあったが、実際には、風車の回っている高さの所をハチクマが飛んでおり、バードストライク等の問題が考えられる。

破壊されたら、いくら事後調査をして、いろんな措置をとろうとしても元に戻すことが難しいため、このような特殊な場所、希少な場所の基準を特例によりそんなに簡単に下げてしまってはいけないのではないか。

総括

自然的、社会経済的条件を判断して、自然公園は守るべきものと位置づけしている。

我々も守っている。何回も言うが、「自然的・社会経済的条件から判断して、適用除外ができる」という観点から審議いただくということで、一つご了解いただきたい。

何もせずに、良い、悪いの判断は私達も出来かねるので、宜しくご審議いただきたい。

大西委員

木村委員の意見と私の意見の違いについて。

現在、県は の（野生生物）に関して支障を及ぼさないという判断をしているため、3の「許可基準の特例」については と しかあがっていない。

内田委員

なので、我々が、それを判断するのでしょうか？

大西委員

（今ご発言いただいた）委員は、青山高原への風車の設置は野生生物に対し大きな影響があるという認識だと考える。そのため、審査基準の特例を作るとき、 と に加えて、（野生生物への影響）について支障があるかどうかという審議をしないといけない。

基準の特例を設け風車の許可をするためには も特例を定めなければ許可できないのでは？

まず、（野生生物への影響）に対して特例を設置してまで許可することが必要かどうかをまず審議していただきたい。

（については）アセスではOKだが、それだけでは不十分だと思う。

室長

「重大な支障」ということの判断基準の整理、委員の意見については、アセスの担当者等も含めて、整理する。

村田委員

この、 についての根拠はどこからか？

室長

平成13年当時、今回と同様の風力発電設備を青山高原の国定公園特別地域内で設置する際、眺望、展望が、既存の施設があるため、重大な支障がないということから来ている。

今回、国定公園第1種、第3種の特別地域への発電所の計画であり、特例を定めないと許可は出来ない案件であるため、お諮りしている。

環境省の特例の設定の考え方について、(平成13年の青山高原風力発電施設設置後)環境省自然環境局が出した「国立、国定公園内における風力発電施設設置のあり方に関する基本的考え方」(平成16年2月)から、

「すでに相当程度自然景観の改変が進行している地域であって、計画地周辺の風致景観に新たな支障が比較的少なく、このような場合については、」という内容から、該当するのは「眺望、展望」という部分であると考えている。

村田委員

環境省の見解である。

木村委員

当時(平成13年頃)は風力発電の数は？4基？

室長

旧久居市が4基建てた後。

木村委員

その後で増やすかどうかということですね？

室長

はい。その後、全体で20基の計画をされたということ。

木村委員

そのように、「すでにあるから」ならなくずしになる。

眺望についての既成事実から、全部OKしましょうという考え方になる恐れがある。

室長

最初の特例の際は、風力発電施設が4基あるということだけで設定したのではなく、眺望、展望という観点から見て、別の施設、電波施設などもあったということを前提にし、風力発電に対する社会的ニーズも高まっている、という社会的背景があった。

木村委員

風車のない時と風車が建ったときでは、景観は悪化するの当然。

村田委員

環境森林部は環境を守るためにがんばってもらわないといけない。
自然の中に入り接することにより、本当に心が休まる。

大西委員

(野生生物への影響)についても特例を定めなければ、風車の設置の許可は出来ない(基準を満たさない)と考えている。

この審議会でこの許可基準の特例について、 を加え(審議す)ることが適切かどうかということを再度ご検討いただきたい。

理由は、木村委員、村田委員、内田委員の意見が(風力発電施設の設置は)特に生態系に関しての影響が著しいというご指摘であるのに、県はこれについては「支障を及ぼさない」というふうに認識しているため、「特例を定めなくても許可の審査基準は大丈夫」ということになっており、審議の対象からはずれてしまうことになるからである。

会長

委員から意見も質問も自由に出た。

県庁の方々が申請しているわけではなく、青山高原ウィンドファームという会社が申請を出して来ているので、本日はとにかく問題点を出してというつもりでいた。しかしながら、ある程度結論をだすべきという意見があったので、審議会委員が を基準に加えることができるかどうかについての希望、意向は出せると思う。

要するに基準の特例を設けるために も入れて 、 と同列に扱うかどうかということ。

大西委員

この計画において、許可の審査基準である「野生動植物の生息・・・」がクリアされているというのが県の認識。ですが村田委員の指摘はそこに重大な問題があるという意見。

私達が審議を行うのは、 と だけで、「 は関係ない。 と だけ議論をしてください」ということで、 は審議の必要がないとされているため、村田委員の意見は活かされない。県側は は問題ないという認識で今現在進められている。

村田委員

開発にあたってはこれを注視しなさいという、これは意味が違いますので。

内田委員

とかいうのは開発についてはこの辺も十分注意して開発しなさいよということでしょうか？

村田委員

について特例を定めることはいけない。

室長

次回、アセスの議論の経緯、県がこのような判断に至った経緯も含めて、説明予定。その時に資料も含めて準備する予定。なお、本日の意見、質問に対する回答も可能な限り準備する。

内田委員

次回への宿題として、

- ・ 風車を作る事によってどれだけの効果があるのか。
- ・ 既設の風車の稼働率。

を確認し、次回に報告をお願いしたい。

大西委員

追加

- ・ アセスの件で市民団体の方が、県に調査データをあげている事例
- ・ 公開可能な調査内容

村田委員

- ・ 現在、止まっている風車の数。

室長

意見、質問に対しては、事業者からの説明が必要と考えられるため次回は事業者からの説明と県からの説明を予定したい。

会長

次は現地調査でということであったが、現地に行く必要の有無、申請者の次回出席については、会長と、県事務局で、日程、スケジュールを調整する。

審議会委員の中で青山高原へ行ったことがない方はいないようなので、車中移動時間を考慮し、現地より本日の質問への回答を優先し日程調整したい。

会長

まだ発言されていない方どうか。

山崎委員

追加

- ・ 現状でどれくらいの電力が発電され、今後この40基を増やすことによってどのくらいの電力が発電されるかを知りたい。
- ・ 記載されている、最大出力8万キロワットがどのくらいかという具体的にイメージ出来る表示を希望。
- ・ 次々と増設された51基の環境に対する影響。(県またはシーテックなどの(事業者))の調査報告、(生態系への影響、影響に対する対応)
- ・ 被害が少なからずあった場合、その対応を示す。

内田委員

(資料「青山高原ウインドファーム増設計画 概略事業計画について」P1、19)に載っている。

村田委員

追加

・実際風力発電によって、どれだけ尾鷲や四日市の火力発電のCO₂が減少したか。

大西委員

自身が県の新エネルギービジョンの策定委員をしている。中間案がパブリックコメントも出せるような状況である。

・県の新エネルギービジョン(風力発電を含めた)の平成32年までの目標値、将来構想等を提示希望。

参考：新エネルギーは昭和32年の3倍くらい増設するという方向

それが叶えられても風力発電は、全消費量の7%程度にしかない、非常に環境破壊が大きい割には電力量が少ない

村田委員

風力発電1基作るよりも自動販売機が、一般家庭の一日の電力に相当する。

室長

今回、意見のあった資料等は、次回準備。

次回の審議会は、現地調査とするか、再度会議するかは会長一任として事務局日程調整ということにさせていただきたい。

会長

山本委員、米山委員？

米山委員

確認

今回の諮問は、基準の7項目の内「自然的、社会経済的条件を考慮した場合、施行規則によって、許可基準の例外を設けることができる」ということですか。

その例外規定を設けることについて、この審議会の意見を聞くというだけか。

「知事が許可をだすかどうか」ということに対する諮問ではなく、あくまでも「審査基準、項目の特例を設けるかどうか」という諮問でよいのか？

本日の審議が許認可の内容まで入っているようであるが、今回その特例を設けた場合には、最終的にその基準をもとに県が許可申請の審査をして、県知事に決めていただくということでのよいのか？

事務局

はい。

米山委員

了解。

室長

平成12、13年当時の諮問も、同じで許可判断を諮問していない。
青山高原に風力発電施設を設置することについてのご意見。
その後、環境省の考え方をもとに、風力発電施設に限った許可基準（特例の適用基準）で地区を限って許可基準を適用しないことについての意見をお願いしている。

山本委員

審議会委員として、と の意見をまとめることについて、今のところ意見なし。

会長

本日のまとめ

- ・ 審議会意見として、（眺望展望）と同列に（野生動植物）も審議に加えるような検討を依頼。
- ・ その他、個々の意見、質問については、事務局でまとめること。
- ・ 申請者からの意見、回答が得られるように取り計らい依頼。

濱中委員

質問

- ・ 写真（資料「青山高原ウインドファーム増設計画 概略事業計画について」P28～31）の（風車の）足元の状況（整地されたあとの状態）の写真を依頼。
- ・ 風車の大きさ。

副参事

（風車の）大きさは、（資料「青山高原ウインドファーム増設計画 概略事業計画について」P2）構造図。

現地では、既設のものが何点かあり、イメージ図だけではなく、実物見学可能。

会長

議事終了。進行、司会を事務局に返納。

室長

第1回三重県自然環境保全審議会閉会。